

「介護予防・日常生活支援総合事業」について



宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課
保健福祉総務課

※現時点での本市の考え方をまとめたものになります。

※資料については、今後、市ホームページにて公開する予定です。

目次

1	本市における「介護予防・日常生活支援総合事業」について	1
(1)	総合事業の概要	1
ア	介護予防・生活支援サービス事業	1
イ	一般介護予防事業	2
2	介護予防・生活支援サービス事業について	3
(1)	介護予防・生活支援サービス事業について	3
ア	対象者	3
イ	介護予防・生活支援サービス事業の実施方法について	4
(2)	介護予防・生活支援サービス事業の種類について	5
ア	訪問型サービス	5
イ	通所型サービス	7
ウ	生活支援サービス	8
(3)	介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る手続きについて	9
3	介護予防ケアマネジメントについて	12
(1)	介護予防ケアマネジメントの種類について	12
(2)	介護予防支援等と介護予防ケアマネジメントの関係	12
(3)	介護予防ケアマネジメント費の請求	12
(4)	ケアマネジメントにおける様式	13
4	総合事業の事業者指定について	14
(1)	遵守すべき基準について	14
(2)	予防給付相当サービス事業所の指定について	14
(3)	基準緩和型サービスA型事業所の指定について	17
5	サービスコードと単価等について	21
(1)	指定事業者により提供されるサービス	21
ア	サービス種類コード	21
イ	サービスコード	21
ウ	単価(基本報酬)	21
エ	日割り請求	23
(2)	市の委託により実施するサービス	23
ア	通所型サービスC型(短期集中型)(案)	23
イ	その他の生活支援サービス	23
ウ	介護予防ケアマネジメント	23
(3)	補助を受けた実施団体が提供するサービス	23

ア	訪問型サービスB型(住民主体型)(案)	23
イ	通所型サービスB型(住民主体型)(案)	23
(4)	市が直接実施するサービス	23
ア	訪問型サービスC型(短期集中型)(案)	23
6	給付管理について	24
(1)	利用限度額	24
(2)	利用者負担	24
7	国民健康保険団体連合会への請求について	25
(1)	処理日程	25
(2)	請求様式	25
(3)	公費負担	25
8	多様なサービスの利用について	26
(1)	サービスの組み合わせについて	26
ア	B型サービスについて	26
イ	C型について	26
(2)	複数事業所等の利用について	27
ア	相当型・A型について	27
イ	B型について	27
9	その他	28
(1)	総合事業に関する関係要綱や様式等について	28
(2)	基本チェックリストについて	29

1 本市における「介護予防・日常生活支援総合事業」について

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域での介護予防の取組や住民主体の活動を支援しながら、高齢者の状況に応じた多様で柔軟なサービスを提供することを目的に、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」を実施します。

(1) 総合事業の概要

総合事業は、

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

の2つの事業で構成されています。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方と、基本チェックリストの基準に該当した第1号被保険者を対象とした事業で、次の4つの事業で構成されています。

介護予防・生活支援サービス事業の構成

事業	主な内容
第1号訪問事業 (訪問型サービス)	掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供する。 (現行の介護予防訪問介護など)
第1号通所事業 (通所型サービス)	機能訓練や集いの場などの日常生活上の支援を提供する。 (現行の介護予防通所介護など)
第1号生活支援事業 (生活支援サービス)	栄養改善を目的とした配食サービスを提供する。
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう ケアマネジメントを行う。

※ 基本チェックリストについて

国のガイドラインに基づいた25の質問項目により構成され、要介護認定で非該当の者や要介護認定を受けていないが介護が必要になる可能性が高いと見込まれる者に対し実施するもので、その結果により、総合事業による速やかなサービスの利用が可能となる。

イ 一般介護予防事業

第1号被保険者(65歳以上)のすべての方,または,その支援のための活動に関わる方を対象とした事業で,次の5つの事業があります。

一般介護予防事業の概要

事業	主な内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により,閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し,介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し,総合事業全体の評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため,住民主体の通いの場,地域ケア会議等へのリハビリ専門職等による助言等を実施する。

※ 「総合事業」に移行しない予防給付の介護予防サービス(訪問介護と通所介護以外のサービス)については従来どおり利用できます。

(参考)別紙「本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」の構成」

2 介護予防・生活支援サービス事業について

(1) 介護予防・生活支援サービス事業について

本市では、国のガイドラインを基に、従来の介護専門職による介護予防訪問・通所介護に相当するサービスに加え、事業者や地域住民などによる多様なサービスを平成29年4月から市内全域で一体的に提供します。

ア 対象者

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリストの基準に該当した第1号被保険者(以下「事業対象者」という。)

要支援1・2の認定を受けた方は、今までと同様に、介護保険の「予防給付のサービス」を受けることができますが、事業対象者については、介護保険の「予防給付のサービス」を受けることはできません。

なお、これまで要支援1・2の認定を受けた方が利用していた予防給付の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、平成29年4月から「総合事業」に移行されますが、これは、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、総合事業の開始に併せすぐに終了するという意味ではありません。

総合事業への移行を円滑に進めるため、「総合事業」が開始された以降でも、既に要支援の認定を受けている方は、現在の認定の有効期間が終了するまでは、従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスを受けることができ、要支援の認定有効期間は最長1年であるため、総合事業の開始から1年間ですべての要支援者が「総合事業」により提供されるサービスへ移行することになります。

平成29年4月から市内全域で「総合事業」に移行するため、平成29年4月以降に要支援の認定更新時期が来て、引き続き、要支援の認定を受けた方、または、事業対象者の方から順次、総合事業のサービスに移行していきます。

このため、宇都宮市において介護予防訪問介護と介護予防通所介護がすべて終了するのは、平成30年3月末となります。

イ 介護予防・生活支援サービス事業の実施方法について

介護予防・生活支援サービス事業の実施方法は、以下のとおりです。

実施方法	内容
指定事業者によるサービス提供	従来の介護保険サービスと同様に、市長が指定した事業者が要支援者等にサービスを提供するもの
委託による実施	介護サービス事業者、NPO法人、民間企業等に、要支援者等に対する支援等の提供を委託して行うもの
NPO法人等に対する補助	地域において活動しているNPO法人等に対して、要支援者等に対するサービス提供などを条件として、その立ち上げ経費や活動に要する費用を補助することにより事業を実施するもの
市の直接実施	市の職員が直接利用者に支援等を行うもの

【ポイント】

総合事業がはじまると、要支援の方は介護保険のサービスが使えなくなり、サービスの利用が制限されるのではないのでしょうか？

事業の実施方法が変わるだけで、総合事業になっても、これまで同様にサービス利用が可能です。また、これまでの「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」のほかに、新たなサービスを用意していますので、利用の幅は広がるものと考えています。

【ポイント】

利用者や関係者に十分に説明し、総合事業の制度の周知が必要ではないのでしょうか？

総合事業の内容は分かりにくいとの意見も頂いており、関係者の方への説明会を開催するとともに、市の広報紙、ホームページに加え、わかりやすいリーフレット等の配布等により制度の周知を行っていきます。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の種類について

介護予防・生活支援サービス事業は、1ページで説明したとおり、「訪問型サービス」「通所型サービス」「生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」の4つの事業で構成されています。各サービスには、国のガイドラインにおいて示された基準等があり、本市ではこのガイドラインの内容を踏まえ、地域の実情に応じたサービス内容として次のサービスの実施を予定しています。

ア 訪問型サービス

宇都宮市が総合事業で実施する「訪問型サービス」については、次の4つの類型で構成されます。

- ① 訪問型サービス相当(予防給付相当)(案)
- ② 訪問型サービスA型(基準緩和型)(案)
- ③ 訪問型サービスB型(住民主体型)(案)
- ④ 訪問型サービスC型(短期集中型)(案)

(参考)訪問型サービス相当(予防給付相当)(案)と訪問型サービスA型(基準緩和型)(案)

類型	訪問型サービス相当(予防給付相当)(案)	訪問型サービスA型(基準緩和型)(案)
実施方法	指定	指定
人員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の基準と同様 ・ 管理者※1 常勤・専従1以上 ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上 <p>【資格要件:介護福祉士, 介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供責任者 <p>常勤の訪問介護員のうち, 利用者 40 人に 1 人以上※2</p> <p>【資格要件:介護福祉士, 実務者研修修了者, 3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合, 当該事業所の他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国のガイドラインを基に設定 ・ 管理者※ 専従1以上 ・ 従事者 必要数 <p>【資格要件:介護福祉士, 介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問事業責任者 従事者のうち必要数 <p>【資格要件:従事者に同じ】</p> <p>※ 支障がない場合, 当該事業所の他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の基準と同様 ・ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・ 必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国のガイドラインを基に設定 ・ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・ 必要な設備・備品

類型	訪問型サービス相当(予防給付相当)(案)	訪問型サービスA型(基準緩和型)(案)
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の基準と同様 ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国のガイドラインを基に設定 ・ 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供
提供するサービス内容	入浴, 排せつ, 食事等の介護又は調理, 洗濯, 掃除等の家事(身体介護・生活援助)	調理, 洗濯, 掃除等の家事(生活援助のみ)
単価設定の単位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の報酬設定と同様 ・ 1月あたり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市独自設定 ・ 1月あたり ◎ 現行サービスの報酬体系に準じる
報酬の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の報酬設定と同様 ・ 週1回程度 【1,168 単位】 ・ 週2回程度 【2,335 単位】 ・ 週2回程度超 【3,704 単位】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市独自設定 ・ 週1回程度 【818 単位】 ・ 週2回程度 【1,635 単位】 ◎ 旧訪問介護員3級によるサービス提供減算(×70%)に準ずる
加算・減算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の報酬設定と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市独自設定 ・ 原則, 算定しない。 ただし, 事業所と同一建物の利用者等に対する減算(×90%)は適用
単位数単価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の設定と同様 1単位=10.42 円(6 級地) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市独自設定 1単位=10.42 円(6 級地) ◎ 介護保険給付の単価に準じる
利用者負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の設定と同様 ・ 介護保険負担割合に基づき1割又は2割 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市独自設定 ・ 介護保険負担割合に基づき1割又は2割 ◎ 介護保険給付の負担割合に準じる
支払い	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払
支給限度額管理	対象	対象
実施主体	介護サービス提供事業者	民間事業者等

イ 通所型サービス

宇都宮市が総合事業で実施する「通所型サービス」については、次の4つの事業で構成されます。

- ① 通所型サービス相当(予防給付相当)(案)
- ② 通所型サービスA型(基準緩和型)(案)
- ③ 通所型サービスB型(住民主体型)(案)
- ④ 通所型サービスC型(短期集中型)(案)

(参考)通所型サービス相当(予防給付相当)(案)と通所型サービスA型(基準緩和型)(案)の比較

類型	通所型サービス相当(予防給付相当)(案)	通所型サービスA型(基準緩和型)(案)
実施方法	指定	指定
人員	<p>○ 現行の基準と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者※1 常勤・専従1以上 ・ 生活相談員 専従1以上 ・ 看護職員 専従1以上 ・ 介護職員 15人以下 専従1以上 16人以上 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・ 機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合, 当該事業所の他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<p>○ 本市独自設定(一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者※ 専従1以上 ・ 従事者 15人以下 専従1以上 16人以上 利用者1人に専従0.1以上 <p>※支障がない場合, 当該事業所の他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>◎ 国のガイドラインと既存サービスの基準を参考に設定</p>
設備	<p>○ 現行の基準と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・ 静養室, 相談室, 事務室 ・ 消防設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備・備品 	<p>○ 国のガイドラインを基に設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・ 必要な設備・備品
運営	<p>○ 現行の基準と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<p>○ 国のガイドラインを基に設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ, 個別サービス計画の作成 ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供

類型	通所型サービス相当(予防給付相当)(案)	通所型サービスA型(基準緩和型)(案)
利用定員	通所介護と一体的に規定できる。	通所介護・通所型サービス相当とは別に規定する。
単価設定の単位	○ 現行の設定と同様 ・ 1月あたり	○ 本市独自設定 ・ 1月あたり ◎ 現行サービスの報酬体系に準じる
報酬の考え方	○ 現行の報酬設定と同様 3時間以上/回 ・ 週1回程度【1,647単位】 ・ 週2回程度【3,377単位】 ◎ 通常規模型通所介護(所要時間3時間以上)の基本報酬の評価と整合を図り、設定	○ 本市独自設定 3時間以上4時間未満/回 ・ 週1回程度【1,258単位】 ◎ 既存サービス(生きがい対応型デイサービス事業)の報酬体系と、既存の通所介護サービスの提供時間等を参考に設定
加算・減算	○ 現行の報酬設定と同様	○ 本市独自設定 ・ 原則、算定しない。 但し、定員超過、人員基準欠如減算(×70%)、事業所と同一建物の利用者等に対する減算(▲376単位)
単位数単価	○ 現行の設定と同様 1単位=10.27円(6級地)	○ 本市独自設定 1単位=10.27円(6級地) ◎ 介護保険給付の単価に準じる
利用者負担割合	○ 現行の設定と同様 ・ 介護保険負担割合に基づき1割又は2割	○ 本市独自設定 ・ 介護保険負担割合に基づき1割又は2割 ◎ 介護保険給付の負担割合に準じる
支払い	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払
支給限度額管理	対象	対象
実施主体	介護サービス提供事業者	民間事業者等

ウ 生活支援サービス

生活支援サービスは、国のガイドラインでは「栄養改善を目的とした配食サービス」や「住民ボランティア等が行う見守りサービス」などが示されており、本市では、従来から実施してきた「配食サービス」を移行し実施します。

(3) 介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る手続きについて

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する方は、お住まいの地域包括支援センターで手続きをすることになります。

地域包括支援センターでは、本人の希望を伺い、基本チェックリストを実施することにより、事業対象者または一般介護予防事業、あるいは要介護・要支援認定申請を勧めます。

なお、宇都宮市の窓口介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する方が来庁した場合は、お住まいの地域包括支援センターをご案内します。

ただし、介護保険の第2号被保険者(40歳から64歳)の方は、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業を利用いただくことはできませんので、介護保険の認定申請が必要となります。

また、事業対象者については、基本的に利用できるサービスは要支援1の認定を受けた方と同様の限度額の範囲内となります。

- ※ ただし、退院直後で集中的なサービスが必要な場合など、適切なケアマネジメントに基づき特に必要性が認められる場合は、要支援2の限度額の範囲内まで利用できるものとします。(利用にあたっては、必要性が適切に判断されていることの確認が必要)

【ポイント】

要支援1・2の認定を受けた方は、総合事業が始まって、これまでどおりそれぞれの限度額の範囲内でサービス利用が可能ですが、次のことに注意が必要です。

要支援1

⇒ 「介護予防給付」+「介護予防・生活支援サービス事業」の合計で、
要支援1の区分支給限度額の範囲内

要支援2

⇒ 「介護予防給付」+「介護予防・生活支援サービス事業」の合計で、
要支援2の区分支給限度額の範囲内

事業対象者

⇒ 「介護予防・生活支援サービス事業」で、要支援1の区分支給限度額の範囲内
※ ただし、短期間・集中的な利用が必要な場合になどは、要支援2の区分支給限度額の範囲内

要介護認定の結果、

- 「要介護1から5と認定を受けた場合」は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを利用します。
- 「要支援1・2と認定を受けた場合」は、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用します。
- 「介護保険の認定非該当の場合」は、基本チェックリストを受け、事業対象者と判断された場合に、介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

(参考)別紙「いつまでも自分らしく暮らすために」

○ 事業対象者の届出と被保険者証について

介護保険の第1号被保険者の方には、65歳の年齢到達時に介護保険の被保険者証が交付されています。この「被保険者証」は、介護保険の認定申請の際に提示いただくこととなりますが、基本チェックリストを実施し、事業対象者となる場合も、介護保険の認定申請と同様に、提示いただくこととなります。

また、事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、必ず、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受けることを市に届け出る(介護予防ケアマネジメント依頼届出)こととなっており、この届出があった場合に限り、市が介護予防・生活支援サービス事業の利用者であることを登録し、新たな被保険者証を交付することとなります。

○ 要支援1・2の認定を受けた方の総合事業への移行に伴う届出について

これまで「予防給付」のサービスを利用してきた要支援1・2の認定を受けた方が、総合事業への移行に伴い、「予防給付」と「介護予防・生活支援サービス事業」のサービスを併用する場合は、引き続き、予防給付における「介護予防支援」によりケアプランを作成しますが、「介護予防・生活支援サービス事業」のサービスのみを利用する場合は、介護予防・生活支援サービス事業における「介護予防ケアマネジメント」によりケアプランを作成します。

この場合は、改めて「介護予防ケアマネジメント依頼届出」の提出が必要です。また、予防給付における「介護予防支援」と介護予防・生活支援サービス事業における「介護予防ケアマネジメント」を行き来する場合は、移行の度に届け出るようになります。

(参考)総合事業への移行に伴うサービス計画(ケアマネジメント)の届出例

		～平成 29 年 3月 31 日	平成 29 年4月 1 日～		
例 1	認定	要支援 1・2			
	利用サービス	給付	事業のみ	給付(+事業)	
	届出区分	介護予防支援	介護予防ケア マネジメント	介護予防支援	
	届出	要	要	要	
例 2	認定		要支援 1・2		
	利用サービス		給付(+事業)	事業のみ	
	届出区分		介護予防支援	介護予防ケア マネジメント	
	届出		要	要	
例 3	認定	要支援 1・2	事業対象者		
	利用サービス	給付	事業のみ		
	届出区分	介護予防支援	介護予防ケア マネジメント		
	届出	要	要		
例 4	認定		要支援 1・2	事業対象者	
	利用サービス		事業のみ		
	届出区分		介護予防ケア マネジメント	介護予防ケア マネジメント	
	届出		要	不要	
例 5	認定		要支援 1・2	事業対象者	
	利用サービス		給付(+事業)	事業のみ	
	届出区分		介護予防支援	介護予防ケア マネジメント	
	届出		要	要	
例 6	認定		事業対象者	要支援 1・2	
	利用サービス		事業のみ		給付(+事業)
	届出区分		介護予防ケア マネジメント	介護予防ケア マネジメント	介護予防支援
	届出		要	不要	要
例 7	認定		事業対象者	要支援 1・2	
	利用サービス		事業のみ	給付(+事業)	
	届出区分		介護予防ケア マネジメント	介護予防支援	
	届出		要	要	

3 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者・事業対象者のアセスメントを行い、その状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。地域包括支援センターは、介護予防支援と同様に、業務の一部を居宅介護支援事業者に委託することができます。

(1) 介護予防ケアマネジメントの類型について

本市の介護予防・生活支援サービス事業で実施する「介護予防ケアマネジメント」については、現行の予防給付における「介護予防支援」と同様、利用者の状態、基本チェックリストの結果、また本人の希望するサービスなどを踏まえて、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する、いわゆる「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を基本とします。

(2) 介護予防支援等と介護予防ケアマネジメントの関係

要支援1・2の認定を受けた方で、予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防支援等によるケアマネジメントを行い、予防給付の介護予防支援費等を請求します。予防給付のサービスを利用しない(介護予防・生活支援サービス事業のサービスのみを利用する)場合及び事業対象者は、介護予防ケアマネジメントによるケアマネジメントを行い、介護予防・生活支援サービス事業の介護予防ケアマネジメント費を請求します。

利用者	申請	利用するサービス	ケアマネジメントの区分	ケアマネジメント実施者	ケアマネジメントの費用負担
事業対象者	チェックリスト	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター	介護予防・生活支援サービス事業
要支援1・2	認定申請	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター	介護予防・生活支援サービス事業
		介護予防・生活支援サービス事業 ＋ 予防給付	介護予防支援	介護予防支援事業者	予防給付
			小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業者	
			特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護事業者	
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護事業者				

(3) 介護予防ケアマネジメント費の請求

予防給付の介護予防支援では、従来どおり、介護予防支援事業者が国民健康保険団体連合会に給付管理票を送付し、報酬(介護予防支援費)を請求します。

また、介護予防・生活支援サービス事業の介護予防ケアマネジメントにおいても、指定事業者により提供される訪問型サービスや通所型サービスを利用する場合は、給付管理が必要となるため、国民健康保険団体連合会に給付管理票を送付します。

なお、介護予防ケアマネジメントは、市からの委託により地域包括支援センターが実施するものであり、保険給付とは異なり、また指定事業者により実施するサービスではありませんが、委託料の請求については、国民健康保険団体連合会を通じて行う予定です。

サービス種別	報酬(算定単位)	1単位あたりの単価
介護予防支援	国が規定する介護予防支援の単位	宇都宮市の地域区分単価
ケアマネジメントA	介護予防支援に準ずる	

※ 介護予防ケアマネジメント費は、国が規定する単位数を上限として市町村が決めるものとなっています。

(4) ケアマネジメントにおける様式

介護予防ケアマネジメントに関する様式は、基本的に予防給付で用いている様式を活用します。

4 総合事業の事業者指定について

本市では、これまでも介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を行っていますが、総合事業のサービス提供事業者についても、同様に市が指定します。

(1) 遵守すべき基準について

事業者指定のための人員や運営に関する基準については、「宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱」を定めます。

(2) 予防給付相当サービス事業所の指定について

① 経過措置について

総合事業の円滑な実施を図るため、平成27年3月31日時点で「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者は、全ての市町村において、総合事業のサービス提供事業者（「相当型サービスのみ」）として指定を受けたものとみなされます。これにより、利用者は、みなし指定の対象となる事業者であれば全国どの市町村の事業所でもサービスを利用することができます。

このみなし指定の期間は、原則として、平成27年4月から平成30年3月31日までとなっており、みなし指定の対象となる事業者であっても、平成30年4月以降は、それぞれの市町村に対し、総合事業のサービス提供事業者としての指定更新の申請が必要となります。なお、平成27年4月以降に指定を受けた「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」の事業者は、経過措置の対象外となるため、新たに市に指定申請をすることになります。

《指定の概要》

区分	みなし指定の対象	みなし指定の対象外
対象	平成27年3月31日までに、「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けた事業所	平成27年4月1日以降に、「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けた事業所
有効期間	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで	
指定申請	平成30年3月31日までは手続をしなくても事業を運営できます。	総合事業の指定を受けたい場合には、指定申請をする必要があります。

② 指定の手続について

ア みなし指定の事業所（平成27年3月までに指定を受けた事業所）

経過措置により、平成30年3月31日までは手続なく運営できます。平成30年4月1日以降も継続して事業の運営を希望される場合には、総合事業の指定更新申請手続が必要です。対象事業所には、総合事業の指定更新申請手続について個別に通知します。

イ みなし指定以外の事業所（平成27年4月以降に指定を受けた事業所）

総合事業の指定申請手続が必要です。対象事業所には個別に通知しますので、通知に記載された期日までに所定の書類を市保健福祉総務課介護事業者指導グループ宛に提出してください。

※ すでに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、申請書類を必要最低限とする予定です。申請に係る書類はホームページに掲載しますので、ダウンロードして記入の上、申請してください。

★他市町村における事業者の指定について

総合事業は市町村の地域支援事業であるため、宇都宮市の被保険者である利用者が利用できる事業所は、宇都宮市が指定した事業所だけとなります。

他の市町村の被保険者にサービスを提供するためには、その利用者の市町村からも指定を受ける必要があります。

③ 有効期間について

	サービス種別	有効期間
介護事業所としての指定	介護予防訪問介護事業所 介護予防通所介護事業所	平成30年3月31日 (平成30年4月1日以降 自動的に失効)
総合事業	みなし指定事業所	平成30年3月31日 ※継続する場合は事前に更新申請が必要 ※最初の更新期間は、訪問介護・通所介護の指定有効期限に合わせます。
	みなし対象外の事業所	指定を受けてから6年間 ※平成27年4月から平成29年3月までに指定を訪問介護・通所介護の指定を受けた事業所は、訪問介護・通所介護の指定有効期間に合わせます。

④ 法人の定款及び運営規程等の変更について

総合事業は、「介護予防サービス」とは別のサービスです。そのため、法人の定款や運営規程、重要事項説明書の変更が必要です。

平成29年4月以降に新たに総合事業の利用を開始する利用者には、新たな重要事項説明書により説明を行い、契約してください。

ア 法人の定款

次の記入例を参考に、総合事業を行う旨を追加してください。

記入例 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

※ 「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日までは事業を実施する可能性があるため、それまでは定款から削除しないでください。

イ 運営規程, 重要事項説明書

① サービスの表記の変更

タイトルも含め現在の運営規程や重要事項説明書で使用されている表記を次のように変更する必要があります。

・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護および第1号訪問事業」

・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護および第1号通所事業」

※ 平成30年4月1日からは、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を削除する必要があります。

② 事業の目的及び運営方針について

事業の目的及び運営方針に記載されている、利用者に関する記載は、「要介護者」「要支援者」に「総合事業の対象者」を追加してください。

③ 文中で引用する要綱等について

文中に法令等を引用している場合、変更が必要な表記について確認し、適切に修正等を行ってください。

・「宇都宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に「宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準等を定める要綱」を追加

※ 平成30年4月1日以降は、「宇都宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「~~介護予防サービス計画に基づき~~」を削除してください。

・「介護予防サービス計画に基づき」に「介護予防ケアマネジメントによるサービス計画~~(仮)~~」を追加

④ 利用料金等について

「厚生労働大臣の告示の額」等に加え、「宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱による額」と追記してください。

※ 自己負担の割合を1割に限定した記載としている事業所は、「自己負担割合証に記載のありとおり」等と修正してください。

⑤ 運営規程の変更及び届出について

・すべての事業所において、平成29年4月1日を改訂日とする運営規程の変更の必要があります。本来、変更届は変更後10日以内に届出ることとされていますが、総合事業に関する運営規程の変更については、修正が終了し次第提出してください。

ウ 契約書

① サービスの表記の変更

「イ 運営規程, 重要事項説明書」を参考に、契約書で使用されている表記についても適切に変更してください。

② 契約の締結時期

利用者の現在の要支援認定期間中は、介護予防サービスの利用者ということになるため、次の要支援認定期間の開始時に総合事業の契約を締結してください。

要支援者若しくは総合事業の対象者が、平成29年4月以降に新たに事業所を利用する場合には、新たな契約書により契約する必要があります。また、要支援認定の更新をした利用者や要支援の認定期間が終了した後でも総合事業利用の対象者となった場合についても、新たな契約書により契約を締結することになります。

(平成29年4月1日付で一斉に契約変更するものではありません)。

※ 契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。

エ 今後の変更届出の提出について

総合事業においても、介護事業所同様に変更届が必要です。

変更届は、訪問介護・通所介護と同様、保健福祉総務課介護事業者指導グループ宛提出してください。

(3) 基準緩和型サービスA型事業所の指定について

① 指定申請について

- ・ 指定は、申請により事業所ごと、サービスの種類ごとに行われます。
 - ・ 申請内容が指定基準を満たしているか審査を行い、基準を満たしている事業所について指定を行います。
 - ・ 毎月1日付けで指定を行いますので、指定月の前月15日までに申請(受理)した書類について審査を行い、翌月1日に指定します。【15日が閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)の場合は、その前の開庁日が提出期限となります。】
- ※ 提出期限は、あくまで全ての申請書類が整った状態での期限ですので、余裕をもったスケジュールで申請を行ってください。
- ※ 申請に係る書類は、後日、ホームページに掲載しますので、ダウンロードして記入の上、申請してください。
- ・ 後日、指定通知書を事業者あてに郵送します。なお、指定通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。
- ※ 「事業所番号」は、指定月の前月末日までに電話でお伝えします。
- ・ 指定決定後、事業所の名称、所在地、サービスの種類等を告示します。

② 指定の手続について

ア 申請に必要な書類

- ・ 申請に必要な書類は、次のとおりです。

- 指定申請書
- 付表(サービスごとに様式が異なります。)
- 申請に係る添付書類【一式】
 - ※ 必要な書類は、「新規申請提出書類一覧」をご確認ください。
(別紙「新規申請提出書類一覧」)
- 「新規申請提出書類一覧」
 - ※ 一覧にある書類が揃っているかチェックのうえ、提出してください。

- ・ 申請書、添付書類の様式及び書き方は、市ホームページに掲載しますので、ダウンロードして記入のうえ、申請してください。

イ 指定申請書

- ・ 指定申請書は、総合事業で共通の様式となっています。
- ・ 総合事業以外のサービスを指定申請する場合は、別に申請してください。

ウ 付表・添付書類

- ・ 申請にあたっては、申請書にサービス種類ごとの付表及びサービス種類ごとに必要な添付書類を添えて申請してください。
- ・ 添付書類は「新規申請提出書類一覧」で必要な書類を確認のうえ、提出してください。

③ 申請にあたっての留意点について

- ・ 申請書に使用する印鑑は法務局に登録されている法人の代表者印(任意団体等の場合は、印鑑登録されている代表者印)を使用してください。
- ・ 法人の場合は、定款または寄附行為、任意団体の場合は、規約または会則(以下、「定款等」という。)の写しについては、最後のページの余白に申請者の代表者名で原本証明を行ってください。

【記載例】

この写しは、原本と相違ないことを証明する。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
法人名	
代表者職・氏名	印

- ・ 申請書類の規格は、特段の定めのない限りA4サイズ(日本工業規格A列4番)としてください。
- ・ チェック漏れ、書類の記入漏れがある場合は、申請書を受理できません。
- ・ 申請時に、添付できない書類がある場合は、担当までご相談ください。
- ・ 送迎用の車に関しては、前面・後面・右面・左面の4方向から撮影したものを添付してください。
- ・ 写真は、どこから撮影したものが分かるよう、写真の番号を付記し、撮影方向が分かるよう図面(写真用)に矢印を記入してください。
- ・ 指定事業者は、「宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱」で定める指定基準(人員・設備・運営基準)に従い、サービスを提供しなければなりません。従って、基準を十分に理解した上で、事業計画を検討してください。なお、指定基準はサービスの種類ごとに定められています。
- ・ 指定申請の際、管理者は必ず来庁するようにしてください。

ア 定款等・登記簿謄本の記載

- ・ 定款等の「事業目的」の項目に、総合事業を行う旨を位置づけてください。
- ・ また、法人の種類によっては、定款の登記に所管庁の認可(認証)が必要になります。詳しくは、関係法令の所管庁にお問い合わせください。

■法人の定款

- ・ 次の記入例を参考に、総合事業を行う旨を追加してください。

【記入例】「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

「介護保険法に基づく**指定**介護予防・日常生活支援総合事業」

イ 運営規程等の作成

- ・ 新たに訪問型・通所型サービスAを開始する事業所は、事業の運営方針やサービス内容などを定めた「運営規程」や利用者への説明書類として、サービス内容や利用料などを示した「重要事項説明書」を定めてください。
- ・ 運営規程に定める内容は、「宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱」で定めるとおりです。

■「運営規程」に定めるべき内容

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 通所サービスA型の利用定員(※訪問の場合は、利用定員の記載は不要)
- ・ 訪問・通所サービスA型の内容及び利用料その他の費用の額
- ※ 「宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱による額」としてください。
また、自己負担の記載については、「自己負担割合証に記載のあるとおり」等と記載してください。
なお、利用料を割引きする場合は、その額を明記してください。
- ・ 通常の実業の実施地域
- ・ サービス利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ その他運営に関する重要事項

ウ 他法令の手続き

- ・ 指定事業者となるためには、介護保険法及び宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが望ましいことや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないこともあります。それぞれの行政機関にご確認ください。
- ・ 他法令の手続きが終了していないと、介護保険の指定を受けられない場合や、指定を受けても営業できない場合があります。

【他法令の手続きが必要なケース(例)】

- ・ 福祉関連法令の適用を受けるもの
⇒ 老人福祉法, 生活保護法等
- ・ 他法規制の可能性があるもの
⇒ 消防法, 都市計画法, 建築基準法, 文化財保護法等
- ・ 事業者として当然に守るべき法規制など
⇒ 就業規則等の労働基準監督署への届出, 税務署への届出, 雇用保険の届出,
法人の定款変更等の手続き等

エ 事業の収支予算書

- ・ 当該事業に係る収支予算書については, 指定を受ける月から12ヶ月分記入してください。
(介護報酬の入金は算定月から2か月後になります。)

④ 今後の変更届出等の提出について

- ・ 総合事業においても, 介護事業所同様に変更・休止・廃止届及び事業再開届出等が必要です。

5 サービスコードと単価等について

(1) 指定事業者により提供されるサービス

(訪問型サービス相当, 通所型サービス相当, 訪問型サービス A, 通所型サービス A)

ア サービス種類コード

市の指定を受けた事業者が国民健康保険団体連合会に請求を行うため、サービス種類コードを設定します。サービス提供事業者の指定区分により、同じ基準で実施する相当サービスであっても、使用するサービス種類コードが異なるため注意が必要です。

○ 従来のサービス(保険給付のサービス種類コード)

種類	サービス名称
61	介護予防訪問介護
65	介護予防通所介護



○ 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業のサービス種類コード)

	種類	サービス名称	内容
訪問型	A1	訪問型サービス相当	みなし指定を受けた事業者が提供する相当サービス
	A2	訪問型サービス相当	平成27年4月1日以降の指定事業者が提供する相当サービス
		訪問型サービス A	訪問型サービスAの指定を受けた事業者が提供する基準緩和型サービス
通所型	A5	通所型サービス相当	みなし指定を受けた事業者が提供する相当サービス
	A6	通所型サービス相当	平成27年4月1日以降の指定事業者が提供する相当サービス
		通所型サービス A	通所型サービスAの指定を受けた事業者が提供する基準緩和型サービス

イ サービスコード

各サービス種類コードのサービスごとのサービスコードは、別紙「宇都宮市総合事業サービスコード表」で確認してください。

国民健康保険団体連合会に請求する流れは、従来の予防給付と変わりませんが、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの移行期間中は、予防給付の利用者と介護予防・生活支援サービス事業の利用者が混在し、請求に使用するサービスコードが異なりますので御注意ください。

ウ 単価(基本報酬)

算定単位は、従来の予防給付と同様、1月あたりの包括報酬で、1単位あたりの単価は宇都宮市の地域区分単価を用います。また、訪問型サービス相当、通所型サービス相当における加算・減算については、従来の予防給付の訪問介護・通所介護と同様です。

○ 訪問型サービスの基本報酬【1 単位あたりの単価:10.42 円(宇都宮市の地域区分 6 級地)】

サービスコード		サービス 内容略称	算定構造 (対象者, 回数等, 算定単位)					
種類	項目							
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援 1・2	週 1 回程度の訪問型サービス相当が必要とされた者	1 月に つき	1,168 単位	
A2		訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)					
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)		週 2 回程度の訪問型サービス相当が必要とされた者		2,335 単位	
A2		訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)					
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)		事業対象者・ 要支援 1・2		週 2 回を超える程度の訪問型サービス相当が必要とされた者	3,704 単位
A2		訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)					
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援 1・2	週 1 回程度の訪問型サービスAが必要とされた者	818 単位		
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)		週 2 回程度の訪問型サービスAが必要とされた者	1,635 単位		

○ 通所型サービスの基本報酬【1 単位あたりの単価:10.27 円(宇都宮市の地域区分 6 級地)】

サービスコード		サービス 内容略称	算定構造 (対象者, 回数等, 算定単位)			
種類	項目					
A5	1111	通所型サービス 1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援 1	1 月に つき	1,647 単位
A6		通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)			
A5	1121	通所型サービス 2	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援 2		3,377 単位
A6		通所型独自サービス2	イ 通所型サービス費(独自)			
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援 1		1,258 単位
A6	1221	通所型独自サービス/22	イ 通所型サービス費(独自)	要支援 2		1,258 単位

エ 日割り請求

区分変更やサービス事業所の変更等に伴う日割り請求の適用については、現行の予防給付と同様に扱いますが、利用者との契約開始又は契約解除については、予防給付と異なり、契約日（サービス事業者と利用者が契約を締結した日）又は契約解除日を起算日として日割りで算定します。

ただし、契約月内にサービスの提供がなかった場合は、当該月については報酬を算定することができません。その場合、初回のサービス提供日の属する月から月額報酬を算定します。

また、途中で利用者が死亡した場合は、契約解除の取扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り請求を行います。

- ※ 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象日数（月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間、月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間に応じた日数）による日割りとなります。具体的には、別紙「宇都宮市総合事業サービスコード表」の日割りの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定します。【参考：平成28年12月27日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（事業所訂正連絡票の電子化等）の送付について」資料 I - 9】

(2) 市の委託により実施するサービス

ア 通所型サービスC型(短期集中型)(案)

市から委託を受けた事業者が、業務委託契約に基づき、サービスの提供や委託料の請求を行うため、サービスコードや算定単位は設定しません。なお、利用者負担はありません。

イ その他の生活支援サービス

市から委託を受けた事業者が、業務委託契約に基づき、サービスの提供や委託料の請求を行うため、サービスコードや算定単位は設定しません。なお、1食あたり一般世帯は450円、生活保護世帯は400円の利用者負担があります。

ウ 介護予防ケアマネジメント

「3 介護予防ケアマネジメントについて(P12～P13)」を参照してください。

(3) 補助を受けた実施団体が提供するサービス

ア 訪問型サービスB型(住民主体型)(案)

ボランティア団体や地域団体などが、市の補助要綱に基づき、サービスの提供や補助金の請求を行うため、サービスコードや算定単位は設定しません。なお、補助要綱における1回(30分)あたりの単価は500円で、利用者負担は介護保険負担割合証に基づき1割又は2割です。

イ 通所型サービスB型(住民主体型)(案)

ボランティア団体や地域団体などが、市の補助要綱に基づき、サービスの提供や補助金の請求を行うため、サービスコードや算定単位は設定しません。なお、食事代や材料費などの実費相当の利用者負担(実施団体により異なる)があります。

(4) 市が直接実施するサービス

ア 訪問型サービスC型(短期集中型)(案)

市の職員が訪問し、直接サービスを提供するため、サービスコードや算定単位は設定しません。なお、利用者負担はありません。

6 給付管理について

介護予防・生活支援サービス事業のうち、指定事業者により提供されるサービス(訪問型サービス相当、通所型サービス相当、訪問型サービス A、通所型サービス A)は、従来の予防給付のサービスと同様に給付管理の対象です。

(1) 利用限度額

要支援者については、現行の予防給付の利用限度額の範囲内で、予防給付のサービスと介護予防・生活支援サービス事業のサービスを一体的に管理します。

事業対象者(基本チェックリストによる利用者)の利用限度額については、原則として要支援1と同額です。

※ ただし、利用者の状態により、適切なケアマネジメントに基づき特に必要性が認められる場合は、要支援2の限度額まで利用することができます。(短期間・集中的な利用を想定しており、利用にあたっては、必要性が適切に判断されていることの確認が必要です。運用方法については検討中につき、今後お示しします。)

対象者	利用限度額	給付管理対象サービス
事業対象者	5,003単位 ※	訪問型サービス相当、通所型サービス相当、 訪問型サービス A、通所型サービス A
要支援1	5,003単位	予防給付＋ 訪問型サービス相当、通所型サービス相当、 訪問型サービス A、通所型サービス A
要支援2	10,473単位	

【ポイント】

- ・ 給付管理の対象となる訪問型・通所型サービスは、月額報酬であり、同時に複数の訪問型サービスや同時に複数の通所型サービスを利用することは想定されません。
- ・ 総合事業のサービスは、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に基づき利用します。従来の予防給付におけるような「ケアプランの自己作成」はありませんので、サービス利用前に、必ずケアマネジメント事業者の届出が必要です。

(2) 利用者負担

指定事業者により提供されるサービスの利用者負担は、予防給付の利用者負担割合と同様に、介護保険負担割合証に基づき1割又は2割です。

また、保険給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護予防サービス費相当事業等を実施します。

なお、介護保険料を滞納している利用者が介護保険サービスを利用する際に適用される給付制限と同様の措置については、重度化予防という総合事業の趣旨から、平成29年度からの実施にあたっては適用しません。

【ポイント】


給付制限の対象者が総合事業に移行した場合、予防給付のサービスについては、引き続き給付制限が適用されます。一方で移行した訪問型・通所型サービスについては給付制限が適用されないので、請求時に注意が必要となります。

7 国民健康保険団体連合会への請求について

指定事業者により実施する介護予防・生活支援サービス事業の報酬については、従来の介護保険給付の報酬と同様に、国民健康保険団体連合会(国保連)に業務を委託し、審査支払を行います。

(1) 処理日程

事業者による請求から支払までの流れは、従来の介護保険給付と同様であり、処理の日程は次のとおりです。

時期	項目	処理内容
サービス提供月の前月	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント	介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが、利用者・事業者と調整して、ケアプランを作成する。
サービス提供月	サービス実施	事業者が利用者へサービスを提供する。
	利用料支払(利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料(利用者負担分)を支払う。
サービス提供月の翌月 10 日まで	給付管理票の提出	介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが、国保連へ給付管理票を提出する。
	報酬の請求	事業者が国保連へ事業費の請求明細書を提出する。
	審査	国保連が提出された請求明細書の審査を行う。
サービス提供月の翌々月初め	審査結果の通知	国保連が事業者へ支払決定額内訳書、過誤決定通知書、再審査決定通知書、審査増減単位数通知書、返戻(保留)一覧表を送付する。
サービス提供月の翌々月末	報酬の支払	国保連が事業者へ支払決定額通知書を送付(23日頃)し、事業費を支払う(月末)。

(2) 請求様式

国保連に請求する様式は、予防給付の様式とは異なる新たな様式を使用します。

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費請求書(様式第一の二)
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(様式第二の三)

(3) 公費負担

介護予防・生活支援サービス事業のうち、指定事業者により実施するサービスに係る利用者負担は、生活保護等の公費負担の対象となります。給付と同様に、請求様式に必要事項を記入し、公費の請求を行います。

8 多様なサービスの利用について

(1) サービスの組み合わせについて

本市の総合事業によるサービスのうち、給付管理の対象(事業者指定制度によるもの)となるサービス(相当・A型)の併用は不可とします。

※相当型は多様なサービスの利用が困難なケースや不適切なケースに利用されるものです。(国のガイドラインに準じる)

ア B型サービスについて

- ・ B型サービスについては、地域住民主体の自主活動として行われる要支援者等の見守り支援や生活援助等の訪問型支援、運動・体操、趣味活動、交流等の自主的な通いの場を提供する団体等に対し、事業に係る経費を補助するもので、これにより住民主体による要支援者等に対する多様で柔軟な支援の充実を目指すものです。
- ・ このため、本市における【B型】の支援内容については、従来の介護保険サービスでは提供困難な支援について、住民主体の活動により補完することを前提とするものであり、また、国の総合事業に関するQ&Aにおいても、【相当】・【C型】に【B型】の支援を組み合わせた利用について可能とする旨が示されています。
- ・ さらに、【B型】の補助団体によって実施可能な支援内容も異なることが想定されることも踏まえ、本市においては、全てのサービス・支援との併用を可能とします。

イ C型について

C型については、従来の二次予防事業を移行するものであり、また、対象者によっては、個別に短期集中的な支援を実施することにより、状態の維持・改善に繋がることも想定されることから、適切なアセスメントのもと、全てのサービス・支援との併用を可能とします。

(参考)厚生労働省「総合事業 Q&A」(平成 27 年 1 月 9 日版)

【第4問1】

サービス事業の種類として、現行の訪問介護・通所介護相当サービス、緩和した基準のサービス等複数のものを設定しているなかで、例えば、訪問型サービスのうち、どの種類のサービスを利用するかについては、介護予防マネジメントのなかで判断するのか。

【回答】

介護予防ケアマネジメントのプロセスを、利用者と相談しながら進めるなかで、判断。

【第4問3】

介護予防ケアマネジメントにおいてサービスの利用を検討する際、訪問型サービス・通所型サービス、その他の生活支援サービスの各類型について組み合わせできないものはあるか。

【回答】

生活機能の改善や自立支援に向けて、利用者本人が取り組む部分と専門職等の支援を受ける部分が生じる場合について、例えば、現行の通所介護相当のサービスや通所型サービス C(短期集中)において、利用者の状況に応じた「身体の動かし方」や「体操の仕方」などを専門職からアドバイスをうけ、その他の日は、通所型サービス B(住民主体)を利用するなど、利用者の自立支援に向け相応しい支援を組み合わせ利用するなどが考えられる。

(2) 複数事業所等の利用について

ア 相当型・A型について

相当やA型については、従来の予防給付における訪問介護・通所介護と同様に、月当たりの定額制が導入されていることから、その取扱いについても、従来同様となります。

※ 複数の事業所を利用することはできず、1つの事業所を選択することとなります。

イ B型について

○ 団体の複数利用について

B型サービスについては、相当型やA型サービスのようにサービス提供にあたり必要となる人員・施設・運営基準等を明確に定めるものではなく、国のガイドラインのほか、本市補助金交付要綱に基づいた活動を行う「NPO」や「ボランティア団体」などが提供主体となります。このため対象団体等により支援内容や提供回数も異なることから、利用者の自立支援に向けた相応しい支援を組み合わせる利用可能とするためには、それぞれの団体の活動内容に併せた利用調整が必要となるため、複数団体を組み合わせることを可能とします。

○ 訪問型支援の連続利用について

- ・ B型サービスのうち「訪問型支援」については、補助要件として、原則「週1回程度(1回あたり30分)」としているところであり、補助対象団体によって支援内容も異なることから、ケアマネジメントのなかで支援団体等を調整し、サービスを提供いただくこととなります。
- ・ なお、B型サービスのうち「訪問型支援」については、住民主体による活動を支援しながら、「声かけ」や「見守り」と一体となった生活支援(ゴミ出しや電球交換、介護保険による生活支援の範囲外となる軽易な支援)を行うものであることに留意する必要があります。

(参考)訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(介護保険による生活支援の範囲内の支援)

- ・ 家事援助(生活援助に読み替え)

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるといえることができる。)

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるため留意すること。

- ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

9 その他

(1) 総合事業に関する関係要綱や様式等について

本市では、現在、総合事業の実施にあたり必要となる要綱・様式等を整備中です。

○ 現在、整備している要綱等について

- ・ 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(案)
- ・ 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱(案)
- ・ 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱(案)

※ また、様式についても整備中ですが、従来の申請関係書類とほぼ同様となります。

(2) 基本チェックリストについて

基本チェックリストは、総合事業の対象者かどうかを判断するもので、次のとおりです。

様式 1

基本チェックリスト様式 記入日：平成 年 月 日 ()

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目			回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか			0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか			0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか			0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか			0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか			0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか			0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか			0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか			1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか			1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか			1. はい	0. いいえ
12	身長	cm	体重	kg	(BMI =) (注)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか			1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか			1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか			1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか			0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか			1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか			1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない			1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった			1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる			1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない			1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする			1. はい	0. いいえ

(注) No.12において、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

事業対象者に該当する基準

①	No.1～20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当	(複数の項目に支障)
②	No.6～10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当	(運動機能の低下)
③	No.11～12 の 2 項目のすべてに該当	(低栄養状態)
④	No.13～15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当	(口腔機能の低下)
⑤	No.16～17 の 2 項目のうち No.16 に該当	(閉じこもり)
⑥	No.18～20 までの 3 項目のうちいずれか 1 項目以上に該当	(認知機能の低下)
⑦	No.21～25 までの 5 項目のうち 2 項目以上に該当	(うつ病の可能性)

(注) この表における該当 (No.12 を除く。)とは、「はい」「いいえ」の回答のうち、「色が付いている方」に該当することをいう。

なお、基本チェックリストについての基本的な考え方は、次のとおりです。

様式 2

基本チェックリストについての考え方

【共通事項】	
①	対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
②	期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
③	習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
④	各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。	
1	バスや電車で1人で外出していますか 家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか 自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか（例えば、必要な物品を購入しているか）を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか 自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか 友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか 家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか 階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか 15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか 現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。	
11	6カ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか 6カ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6カ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。

12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1カ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1ヵ月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	

本市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成

